# 一関市子ども健全育成プラン

(放課後子ども総合プラン―関市行動計画)

地域全体で 子どもを見守る まちづくり

平成 28 年 3 月

- 一 関 市
- 一関市教育委員会

## 目 次

第1	章 プ	ランの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	第1節	プランの改定にあたって
	第2節	プラン策定の趣旨
	第3節	プランの性格
	第4節	プランの期間
	第5節	プランの基本理念
	第6節	プランの基本目標
第2	章 市(	のこれまでの取組みと課題・・・・・・・・・・・・4
	第1節	実施状況
	第2節	現状と課題
第3	章 各	重施策の実施方針・・・・・・・・・・・・・・8
	第1節	放課後児童クラブ・放課後子ども教室について
	第2節	学校支援活動の充実
	第3節	活動を支える人材の確保と資質向上
	第4節	地域住民・団体、関係機関等との連携
第4	章 プ	ランの推進体制・・・・・・・・・・・・・・・12

## 第1章 プランの概要

## 第1節 プランの改定にあたって

平成 19 年度 (2007 年度) に策定された「一関市放課後子どもプラン」は、平成 22 年度 (2010 年度) までを計画期間として定めており、平成 23 年度 (2011 年度) から平成 25 年度 (2013 年度) まではこれを準用して運営してきたところです。

平成 26 年度 (2014 年度) には、平成 23 年 (2011 年) に発生した東日本大震災により 甚大な被害を受けた被災地の自立的な復興に向けて、学びを媒介としたコミュニケーションの活性化や地域の課題解決の取組を支援し、地域コミュニティの再生を図る事業を推進することとなったことを機に、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」に加えて、当初プランとは別に実施していた「学校支援地域本部事業」と「家庭教育事業 (公民館事業)」を「一関市子ども健全育成プラン」に位置づけて実施してきたところです。

また、平成 26 年 7 月には国において「放課後子ども総合プラン(※ 1)」が策定され、市町村においても、次世代育成支援対策推進法(※ 2)に基づく行動計画策定指針に即し、行動計画の策定が求められていることから、「一関市子ども健全育成プラン」について所要の改定を行い、「放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みを加え、「放課後子ども総合プラン一関市行動計画」と位置づけ、事業を推進していきます。

- ※1 放課後子ども総合プラン… 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う 人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を 行うことができるよう、一体型(※3)を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教 室の計画的な整備等を進めるため、国全体での数値目標等を定めたもの。
- ※2 次世代育成支援対策推進法… 急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めたもの。
- ※3 一体型… 放課後児童クラブと放課後子供教室を、同一の小学校内等の活動場所において実施しており、放課後子供教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるもの。

#### 第2節 プラン策定の趣旨

本市は、市町村合併による新たな枠組みのもと「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関」の実現に向け、歩んでいます。

「一関市総合計画基本構想」におけるまちづくりの目標の一つである「自ら輝きながら 次代の担い手を応援するまち」、に向けて、子どもたちの心豊かで健やかな成長のため、地 域全体で子どもを見守る仕組みづくりが必要です。

本プランは、子どもたちの心豊かで健やかな成長のため、地域全体で放課後等における 安心・安全な子どもの居場所を確保するとともに、学校・家庭・地域が一体となって地域 ぐるみで子どもを育てる体制を整えることなど、地域と子どもたちとの良質な育成環境を 整備するための体制づくりを計画的に推進するものです。

## 第3節 プランの性格

- 1 一関市総合計画基本構想、まちづくりの目標の実現に向けて、総合的な放課後対策の 施策の方向性を示します。
- 2 本プランは、国の実施する「放課後子ども総合プラン」と「学校支援地域本部事業(※ 4)」の趣旨を踏まえます。
- 3 「一関市教育振興基本計画(※5)」及び「一関市子ども・子育て支援事業計画(※6)」 との整合を図ります。
- 4 これまでの各地域、各地区の関連ある取り組みを生かします。
  - ※4 学校支援地域本部事業… 学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティアなどへの参加をコーディネートするもので、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行い、教育の充実を図ろうとするもの。
  - ※5 一関市教育振興基本計画… 教育を取り巻く環境の変化に対応するため、目指すべき教育目標を定め、その実現に向けた施策を総合的かつ体系的に示し、計画に沿って着実な教育の振興を図ろうとするもの。
  - ※6 一関市子ども・子育て支援事業計画… 平成27年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」における幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・ 子育て支援を総合的に推進していくことを目指すもの。

## 第4節 プランの期間

平成 28 年度 (2016) を初年度とし、平成 31 年度 (2019) までの 4 か年計画とします。 プランの期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、プランの見直しを行っていくこととします。

## 第5節 プランの基本理念

## 「地域全体で子どもを見守るまちづくり」

本プランは、一関市総合計画基本構想に揚げる「自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち」に向けて、子どもたちの心豊かで健やかな成長を願い、地域全体で子どもを見守る社会の実現を目指します。

## 第6節 プランの基本目標

子どもを取り巻く社会の変化や課題を踏まえ、目指すべき基本目標を次のとおりとします。

- 1 安心・安全な居場所づくりを推進します。
- 2 学び・遊び・体験・交流・生活の場を提供します。
- 3 地域の教育力で子どもを育む環境づくりを目指します。

## 第2章 市のこれまでの取組みと課題

#### 第1節 実施状況

#### 1 放課後児童クラブ

厚生労働省では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供するため、放課後児童健全育成事業(児童クラブ)を推進しています。放課後に子どもが被害に遭うことへの不安や、共働き・保護者の離婚などの要因、安全対策の面からも登録数が増加しています。

旧一関市では、昭和63年より事業をスタートさせ、平成19年度からは「放課後子どもプラン」として放課後子ども教室推進事業と連携を取りながら実施しています。

	H21	H 22	H23	H24	H 25	H26	H27
クラブ数	16	17	17	17	16	17	18
延べ入所児童数(人月)	6, 283	6, 166	6, 575	7, 377	7, 552	8, 721	10,014

※ H27 年度延べ入所児童数は見込

#### 2 放課後子ども教室

文部科学省では、平成 19 年度に「放課後子ども教室事業」を創設し、厚生労働省が 実施する「放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)」と連携した総合的な放課後 対策「放課後子どもプラン」を推進することとしました。

市では、平成 16 年度に「地域子ども教室推進事業」の取り組みを開始し、以降、名称の変更などを経て、現在は「放課後子ども教室事業」として実施してきております。

文部科学省は、全小学校区への放課後子ども教室の設置を目指していますが、現在、 市内33校の小学校区の約3分の2にあたる21か所の放課後子ども教室を設置しており ます。

平成26年度は設置小中学校区の児童生徒9,261人のうち1,149人が登録しています。

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
教室数	20	20	20	21	21	21	21
延べ参加児童生徒数(人日)	32,881	33, 392	38, 730	43, 708	48, 703	44,041	44,876

#### 3 学校支援地域本部事業

文部科学省では、平成 20 年度に学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的とした「学校支援地域本部事業」を創設しました。本市においては平成 21 年度より事業に着手し、平成 27 年度は一関地域(一関小、南小)、大東地域(大東小、猿沢小、大東中)、室根地域(室根東小、室根西小、室根中)で実施しています。

具体的な活動としては、学校の小規模修繕や様々な掲示物の作成、学校図書の整理充

実など様々な学校教育環境の整備のほか、授業の補助や登下校の見守りなど、その活動 は多岐にわたります。

	H22	H23	H24	H25	H 26	H27
本部数 (実施学校数)	3	3	3	4	6	8
ボランティア延べ参加人数	436	372	256	315	524	1,032

#### 第2節 現状と課題

文部科学省及び厚生労働省は、放課後子ども総合プラン策定の目的、全国的な課題について次のように説明しています。

少子高齢化が進む中、日本経済の成長を持続していくためには、我が国最大の潜在力である女性の力を最大限発揮し、「女性が輝く社会」を実現するため、安全で安心して児童を預けることができる環境を整備することが必要です。このため、国としては、現在、保育所の「待機児童解消加速化プラン」に取り組んでいるところですが、保育所を利用する共働き家庭等においては、児童の小学校就学後も、その安全・安心な放課後等の居場所の確保という課題に直面します。いわゆる「小1の壁」を打破するためには、保育サービスの拡充のみならず、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所についても整備を進めていく必要があります。

加えて、次代を担う人材の育成の観点からは、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようにすることが重要であり、全ての児童を対象として総合的な放課後対策を講じる必要があります。

本市でも、情報化社会の進行や核家族化、モータリゼーションの進展、地域社会の人間関係の希薄化など子どもたちを取り巻く環境は、大きく変容しています。

このことから、安全・安心な活動場所の整備と、多様な体験・活動を行うことができる プログラムを準備することが必要です。

#### 1 活動場所

安全、安心な放課後等の居場所の確保のため、子どもの移動が不要となる小学校の余裕教室(特別教室や図書館、体育館、運動場等を含む)の活用が求められています。

#### (1) 放課後児童クラブ

現在、市内にある 18 のクラブは、主に学校敷地内や学校敷地外の専用施設を活動場所としています。

施設の老朽化や登録人数の増加により、施設の補修や増設が必要なクラブもあります。また、中には登録希望者が施設規模に対して過大であるため、高学年児童等の受け入れを制限せざるを得ないクラブがあり、大きな課題となっています。

事故や怪我を防止する目的からも、放課後児童支援員等の目が届く状況での活動が求められています。

#### (2) 放課後子ども教室

市内の子ども教室は多くが市民センターなどの公共施設を利用して開催しています。 放課後子ども教室の専用施設はないことから、施設の運営主体とよく話し合って、安 心して過ごせる環境の整備が必要です。

#### 2 活動場所への行き帰りの安全確保

放課後児童クラブ、放課後子ども教室の活動中及び活動への行き帰りにおいての事故 防止・安全確保について、家庭の中でよく話し合っていただくことが必要です。

活動場所が学校または学校の敷地内である場合は、会場までの移動の心配はありませんが、中には活動場所である市民センター等への移動に時間がかかるところもあります。 子どもだけでの移動については様々な危険性を考慮しなければならず、特に日没が早い冬期間には、交通事故や怪我、不審者対策などを十分に考えることが必要です。

#### 3 開設日数、開設時間

#### (1) 放課後児童クラブ

両親の就業等により、主に下校後に保護者が不在となる小学校低学年の児童のための「生活の場」として、登校日等は概ね午後6時まで開設しています。また、土曜日や長期休業中は概ね午前8時から午後6時までとなっています。

クラブごとに、保護者の就労状況を考慮し、ニーズに応じて開設時間を延長するなどのサービスの向上を行っています。

#### (2) 放課後子ども教室

現在、放課後子ども教室の開設日数は週2~3回で、開設時間は約2時間~3時間が平均となっています。中には、週5日開設している教室もありますが、ボランティアを含めた地域住民の協力を得て実施していることもあり、教室ごとに開設日数や開設時間にばらつきがみられます。

#### 4 活動内容

## (1) 放課後児童クラブ

子どもたちの放課後の「生活の場」であり、多くは遊び中心ですが、読書や宿題、 行事の取り組みなど様々な活動をしております。

また、同じ学区内で「放課後こども教室」が開催されている場合、一旦、児童クラブに登所し、子ども教室に参加した後に児童クラブに戻るというように、併用する子どももいます。

#### (2) 放課後子ども教室

放課後子ども教室は、様々な体験活動や学習活動を行う事業で、伝承文化活動、スポーツ、世代間交流、地域活動への参加などを行っています。

また、学力向上を目指し、指導員による学習指導も行われています。

#### (3) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型又は連携による実施

文部科学省及び厚生労働省は共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようにするため、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型又は連携による実施を推奨しておりますが、当市においては活動場所が離れていることなどの理由により2か所での実施にとどまっています。

放課後児童クラブと放課後子ども教室の活動場所について、学校の余裕教室の活用 を含めて、地区のニーズを聞き取りながら検討を行うことが必要です。

#### (4) 学校支援地域本部事業

子どもの社会性や自立性を育てるため、学校だけが役割と責任を負うのではなく、 学校支援地域本部事業を通じて、学校、家庭、地域を挙げて生活体験、社会体験、自 然体験の機会の充実に、計画的に取り組むことが必要です。

#### 5 活動を支える人材

#### (1) 人材の確保

放課後児童クラブや放課後子ども教室、学校支援地域本部事業は地域住民が中心となって活動を支えています。

人口減少や住民意識の多様化等により、住民と地域との関係が疎遠になりつつあります。学校行事に限らず、地域活動そのものへの参加者数が減少傾向にあり、地域の人材を発掘し、様々な活動に対する適切な人員の配置が必要です。

#### (2) 人材の資質向上

活動を支えるスタッフは、活動中の怪我や事故等の緊急事態への対応方法や魅力ある事業の企画運営などについてノウハウが必要です。特にも、子どもの安全対策については、活動中に子どもの命を預かる指導員にとって、実践的で専門的な最新の知識を習得する機会を提供することが必要です。

## 6 地域住民・団体、関係機関との連携

子どもの健全育成は、子ども、親、学校、地域、行政の5者の連携のうえで進めることが必要です。

教育振興運動や本プランでは、さらなる広報活動や、地域への参加呼びかけにより、 理解を得て、子どもの健全育成に関わる地域の大人、いわゆる「子どもを見守る地域の 大人」を増やすことが必要です。

また、指導員の人材不足が大きな課題となっており、地域団体(自治会、老人クラブ、婦人会)やNPO、企業へも呼びかけ、協力を得ることも必要です。

さらに、地域との連携を深めるためには、地域づくりの中心となる地域協働体との協力体制の構築も必要です。

## 第3章 各種施策の実施方針

## 第1節 放課後児童クラブ・放課後子ども教室について

1 放課後児童クラブの平成31年度までの整備計画(目標事業量)

放課後児童クラブにおける平成31年度までの量の見込みについては、一関市子ども・ 子育て支援事業計画において、下記のとおり見込んでいます。

(単位:人/月平均)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
一関地区	716	765	782	723	725
花泉地区	66	76	77	75	74
大東地区	43	48	43	37	36
千厩地区	57	61	58	59	54
東山地区	28	36	39	37	38
室根地区	11	12	12	11	11
川崎地区	21	23	25	24	22
藤沢地区	36	36	33	34	33
合計	978	1,057	1,069	1,000	993

登録数の増加に伴いクラブ室の増設が必要なクラブがある一方で、児童数の減少により継続が難しいクラブもあります。

地域のニーズを把握し、必要性について協議をしながら、各地域・クラブの実情に 応じた運営方法や施設形態について検討します。

また、条例において設定された施設基準に適応していないクラブについては、一関市子ども・子育て支援事業計画期間内(平成31年度まで)に対応するよう、放課後児童クラブの事業者や教育委員会と協議しながら施設の改修計画や余裕教室の活用等を検討し、基準に適合するよう整備を進めます。

2 放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画

共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようにするため、今後の学校統合の動向を鑑みながら、未開設の小学校 区への設置に向けて地域と協議します。

3 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成 31 年度までに達成されるべき目標事業量

新たに放課後児童クラブや放課後子ども教室を整備する場合は、地域の実情に応じて 両者を一体的又は連携して実施することを目指します。

また、既存の放課後児童クラブと放課後子ども教室については、両者が共同で事業の 企画や運営を行うなど、連携した取り組みを進めます。 一体型又は連携型での実施を現在の2か所から平成31年度までに8か所(各地域1か所)以上で取り組むことを目指します。

#### 4 一体型又は連携型による実施に関する具体的な方策

一体型又は連携型による放課後児童クラブと放課後子ども教室の共通プログラムを 実施するためには、放課後児童クラブと放課後子ども教室のスタッフが共通認識を持ち、 企画段階から連携することが必要です。このため、同一学区で放課後子ども教室と放課 後児童クラブを実施している場合は、双方の関係者で話し合いを行うほか、必要に応じ て学校とも協議することとします。

なお、連携型の共通プログラムを実施する場合には、プログラムの実施前後に放課後 児童クラブからの移動が伴うこともあるため、地域住民等の協力を得ながら児童が安全 に移動できるよう配慮します。

#### 5 小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策

現在、放課後児童クラブを設置している 18 か所のうち、3か所が小学校施設を利用しています。また、放課後子ども教室は 21 か所のうち8か所が小学校施設を利用しています。

小学校の余裕教室等を活用する方法は、児童にとって移動距離、時間が短いことなど や社会資源の有効活用としてのメリットがあります。ただし、現在、余裕教室は少ない 状況にあり、また、必ずしも放課後児童クラブや放課後子ども教室に転用しやすい位置 に在していないところになっています。

今後、少子化の進行に伴う児童数の減少により、余裕教室の発生が想定されることから、経費の節減を図るうえでも、余裕教室の放課後児童クラブ・放課後子ども教室への転用や一時利用を学校・教育委員会と連携し、推進します。ただし、学校教育活動に支障のないように配慮します。

#### 6 市長部局と教育委員会の連携に関する方策

総合的な放課後対策については、必要に応じて総合教育会議を活用し協議、検討をしていきます。

放課後児童クラブの所管課である保健福祉部子育て支援課と放課後子ども教室の所 管課であるまちづくり推進部いきがいづくり課、及び学校施設の所管課である教育部教 育総務課と学校教育課による協議を行い、連携を深めます。

#### 7 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開設時間の延長に係る取組等

保護者の就業状況を考慮し、ニーズに合わせた開設時間の延長について検討します。 これらへの対応は、放課後児童支援員等の活動時間にも大きく関わることから、開設 時間の延長等に対応できる放課後児童支援員等の確保、経費の拡大などの課題について も、運営委員会等の実施主体と十分な連携を取りながら対応していきます。

#### 8 活動中及び活動場所への行き帰りの安全確保

学校や家庭との情報交換を密にし、参加児童の健康状態の把握に努めるとともに、出 欠確認や帰宅確認を行い児童の安全を確保します。

参加する全ての児童に目が届くよう、指導員の適正な人員の確保に努めます。

事故や怪我の防止の指導に努めるとともに、事件や事故等の緊急事態に対応するためのマニュアルを作成し、保護者や関係機関等への連絡網を整備します。

保護者に対し、行き帰りについてはできるだけ送迎をしていただくよう呼びかけると ともに、協力を得るよう努めます。

子どもに対しても、会場までの移動中の安全指導の他、活動に参加することを保護者 へきちんと伝え、迎えや帰りの時間を伝えるよう指導します。

学校・家庭・地域関係者等に活動終始時間を知らせ、地域住民等による街頭での見守りや声がけをしてもらうなど、地域全体で子どもを見守る体制づくりを推進します。

#### 9 活動内容の充実

「学び・遊び・体験・交流・生活の場」のバランスのとれたカリキュラムを提供する ために、活動内容を工夫し、魅力ある事業展開に努めます。

中でも地域で受け継がれている行事等を取り入れ、地域の特色を生かした学習活動の充実を図ります。

#### 第2節 学校支援活動の充実

平成 27 年 12 月に中央教育審議会が文部科学大臣からの諮問に対する答申として提言した「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働のあり方と今後の推進方策について」の理念は、

未来を創り出す子供たちの成長のために、学校のみならず地域住民や保護者等を含め、国民一人一人が教育の当事者となり、社会総掛かりでの教育の実現を図るということであり、そのことを通じ、新たな地域社会を創り出し、生涯学習社会の実現を果たしていくということ。

#### となっております。

本市においても、学校が抱える課題の複雑化や困難化に伴い、教職員だけで対応することが質的な面でも量的な面でも難しくなってきている部分もあることから、地域の住民が学校を支援する取り組みをさらに発展させて組織的なものとするため、学校のニーズと地域の力をマッチングする役割を担う地域コーディネーターを配置して、より効果的な学校支援を行います。

## 第3節 活動を支える人材の確保と資質向上

#### 1 人材の確保

広報やホームページ等を利用して住民の参画への啓発を図ると共に、放課後児童クラブの放課後児童支援員と放課後子ども教室の指導員を広く募集します。

地域や市民センター等とのネットワークを整備し、地域で特色のある活動や、伝統・ 文化活動などをしている人材について情報交換を行い、連携・協力しながら多くのスタ ッフの確保を図ります。

## 2 人材の資質向上

放課後児童クラブと放課後子ども教室のスタッフが、活動中に児童を見守る際に必要な知識や能力を得るための学習機会の提供に努めます。

県が開催する放課後子どもプランの指導者研修会と、学校支援地域本部事業の研修会について、積極的な参加を呼びかけるとともに、当市でもスタッフの合同研修会を開催し、企画運営についてのノウハウを学ぶ機会を提供します。

## 第4節 地域住民・団体、関係機関等との連携

基本目標に掲げている「地域の教育力で子どもを育む環境づくり」に向けて、地域住民や団体等の理解と協力を得るため教育振興運動との連携や、広報やホームページを活用し、地域で子どもを見守る意識の啓発を行います。

地域団体(自治会、老人クラブ、婦人会)やNPO、企業等へも呼びかけ、活動への支援や子どもの見守りなどについて協力を得るよう努めます。特に各地域で設立が進んでいる地域協働体との連携を深め、協力体制を構築していきます。

## 第4章 プランの推進体制

実施団体 実施機関、名称 運営団体 【放課後子ども教室】 あこおぎ子ども広場、真染きゃんぱす、じ 一関市 きょうっ子広場、ながい子ども教室、わくわ 関市教育委員会 く広場、油島放課後子ども教室、花泉子ども 市民センター 教室、老松地区子ども教室、日形子ども教 室、かざわっ子クラブ、大原地区放課後子ど 地域振興課等 も教室、興田地区放課後子ども教室、猿沢地 区放課後子ども教室、ぼかぼか放課後クラ ブ、小梨子ども教室、あらたまキッズスクー -関市子ども 健全育成プラン ル、梅の里キッズスクール、ハッピースマイ 運営委員会 ル長坂、ハッピースマイル松川、室根東放課 後子ども教室、室根西放課後子ども教室、き のみっこ放課後子ども教室 ≪事務局≫ 【学校支援地域本部】 まちづくり推進部 いきがいづくり課 一関小学校区地域教育協議会 ·関地域《事務局》 保健福祉部 -関市民センター 南小学校区地域教育協議会 子育て支援課 校 大東小学校区地域教育協議会 支 ≪関係部署≫ 援 大東地域《事務局》 -関市教育委員会 猿沢小学校区地域教育協議会 大東支所地域振興課 実 教育部学校教育課 行 大東中学校区地域教育協議会 大東支所地域振興課 委 一関市民センター 室根東小学校区地域教育協議会 員 室根市民センター 室根地域≪事務局≫ 室根西小学校区地域教育協議会 室根市民センター 室根中学校区地域教育協議会 【放課後児童クラブ】 わかばクラブ運営委員会 わかばクラブ はしわクラブ運営委員会 はしわクラブ 赤荻クラブ 赤荻クラブ運営委員会 こばとクラブ運営委員会 こばとクラブ ひまわりクラブ 南小ひまわり会運営委員会 くまの子クラブ 放課後児童クラブ「くまの子クラブ」運営委員会 萩の子クラブ 萩の子クラブ運営委員会 厳美児童クラブ運営委員会 厳美児童クラブ 舞川児童クラブ運営委員会 舞川児童クラブ マルキの家学童クラブ運営委員会 マルキの家学童クラブ 特定非営利活動法人里山自然学校はずみの里 放課後児童クラブはずみの里 大東児童クラブ運営委員会 大東児童クラブ 学校法人愛泉学園 千厩学童クラブ 奥玉児童クラブ運営委員会 奥玉児童クラブ 東山児童クラブ 東山児童クラブ運営委員会 室根支所保健福祉課 折壁児童クラブ 川崎児童クラブ運営員会 川崎児童クラブ ふじっ子学童クラブ運営委員会 ふじっ子学童クラブ